

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

(道路維持課) 六八九  
(同) 六八九

### 公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る  
概要等  
公共測量の実施  
市街地再開発組合の解散認可  
開発行為の工事の完了

(商業・金融課) 六九〇  
(農地整備課) 六九〇  
(用地課) 六九〇  
(都市整備課) 六九一  
(建築指導課) 六九一

## 告 示

岐阜県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別前 後更	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	多治見線 恵那線	土岐市下石町字西山三〇 四番一八九地先から 同市同町字同三〇 四番二〇八地先まで	前 後	九・三 一・五〇	一三・三	
			後	三・六 一・七六	一三・三	

岐阜県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道

路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	岐路
路線名	岐路
区間	岐阜市西部大川二丁目九番一 地先から 同 市西部野瀬一丁目官公有 無番地先(五番四)まで
延長(メートル)	一四・六
供用開始の期日	平成 二九・二・二六
備考 (区域の決定又は 変更の告知 年月日 ほか)	平成 二九・七・二九

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年十一月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 鷗沼西町複合店舗計画

各務原市鷗沼西町一丁目四一五番一 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・ 交通について

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を土岐市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 (東濃第1地区)	縦覧場所 土岐市役所	縦覧期間 平成二九・一一・二二 二二・二二・二六
----------------------	---------------	--------------------------------

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関  
瑞穂市

二 作業種類  
公共測量(修正測量)

三 作業期間

四 作業地域

平成二十九年十月二十三日から  
平成三十年三月十六日まで  
瑞穂市

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、平成二十九年十一月二十八日大垣駅南街区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田

筆

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田

筆

<p>開発許可（変更許可）番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種類</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第四七号の五 平成二八・一一・二一 同岐西建築第二六号の五 同二九・六・二六</p>	<p>羽島郡岐南町平成三丁目一七〇番 羽島郡笠松町北及字流一八二九番一及び一八二九番二の一部</p>	<p>道路、下水</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>岐阜市水海道三丁目一八番三二号 株式会社トーワホーム 代表取締役 登 田 英 樹</p>
<p>同岐西建築第一七号の二 平成二九・八・七</p>	<p>同</p>	<p>道路、下水</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市西野町七丁目一七番地 有限会社高橋地所 代表取締役 高 橋 慶 太 郎</p>
<p>岐阜県指令中建築第六〇号の二 平成二六・九・一六 同中建築第六三号の四 同二九・二・一四 同中建築第六六号の二 同二九・六・二六 同中建築第六六号の四 同二九・九・二九</p>	<p>関市倉知字会所前八〇五番、八〇八番一から八〇八番三まで、八〇九番一から八〇九番三まで、八一〇番一から八一〇番三まで、八一三番一、八一四番一、八一五番一、八一六番一から八二二番まで、八四五番の一部及び八四六番</p>	<p>道路、緑地、水路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県関市倉知五一六番地 株式会社 サン・ストラッセ 代表取締役 広 瀬 武 男</p>

平成二十九年十一月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社